

## 加藤弘之の「転向」

戸田文明

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月9日受理)

明治啓蒙思想の代表的思想家の一人加藤弘之の天賦人權論・立憲政体論から反天賦人權論・社会進化論への移行、いわゆる加藤の「転向」について、加藤がかかわった二つの論争(学者職分論争・民撰議院論争)を手がかりに、加藤の政治論の特徴を分析した。

学者職分論争において、加藤の政治論を一貫する特徴として、日本の近代化の主体を明治政府のみに見出し、それ以外の近代化のトレーガーの存在を認めないという、官僚的体質が顕著にあらわれている。

こうした官僚的体質が、急進的立憲政体論から漸進論へ、更に、天賦人權論否定へという理論的転身の背景にあるが、同時に、元来加藤の立憲政体論は、為政者に対して、より合理的な国家統治のあり方を説くものであり、被治者の権利論から生まれたものではなかった。それ故、立憲政体の原理的基礎である天賦人權論についての加藤の理解は不徹底なものであったといえよう。原理性が弱い故に、安易に「現実」に妥協し、容易に捨て去られるものでもあったのである。民撰議院論争において、こうした加藤の理論的脆弱性が露呈する。その結果、大井憲太郎との論争に敗れた加藤は、天賦人權論を真っ向から否定することの出来る最新の西欧の政治理論＝社会進化論によって理論的に再武装を試みることになる。

**キーワード：**加藤弘之 学者職分論争 民撰議院論争 天賦人權論 立憲政体 社会進化論  
大井憲太郎 近代化の主体

### はじめに

明治十四年十一月、加藤弘之の絶版届に基づき、内務省は『真政大意』・『国体新論』の販売を禁止する。更に十五年九月、加藤は社会進化論の立場から天賦人權論を否定した『人権新説』を刊行する。日本における立憲政体の最初の体系的紹介者であり、立憲政体の思想的基礎をなす天賦人權論の主唱者と見なされていた加藤のいわゆる「転向」である。自由民権運動が最も昂揚したこの時期に加藤の行ったこの行動は、当然のことながら自由民権運動の理論家から激しい批判を浴びることとなった。

この加藤の「転向」について、立花隆は、「薩摩藩が生んだ最も有名な真正テロリストである」海江田信義から「刺殺しかねまじき勢いで膝詰談判」された加藤が「自分の学問的生命を放棄し、醜名を死後に残す」ような変節をしたのであると断じている<sup>1)</sup>。

たしかに、立花のいうように、加藤の「転向・変節」には、当時から海江田の暗躍が指摘されており、それはおおむね正しいといえよう。またこの時期に『真政大意』・『国体新論』の

戸田 文明

二著を絶版させた政府当局者の意図とそれに同調した加藤の政治的意味も明らかである。その意味で曲学阿世の譏りは免れまい。しかし、それを変節というのは必ずしも正しいとはいえない。夙に指摘されているように、加藤の「転向」は彼の政治的立場の変更を意味するものではない<sup>2)</sup>。また、明治十二年十一月には愛宕下青松寺の講談会で「天賦人權なきの説并善悪の別天法にあらざるの説」を講演している。この段階で加藤はすでにある程度まとまった形で天賦人權論を批判する理論的根拠を構築しつつあったのである。加藤自身が明治十四年の時点で著書を絶版するというを最初から考えていたか否かは別として、『人權新説』をめぐる起こった天賦人權論争で明らかになったように、はなはだ不十分なものではあるが、社会進化論の立場からの天賦人權論否定の理論的根拠を確立したと考えた加藤にとって、佐々木高行ら政府高官からの要請<sup>3)</sup>は渡りに船という側面を持っていたといえるのではなからうか。

では、加藤の理論的変更・修正はどのようにしておこなわれたのであろうか。加藤のかかわった二つの論争（「学者職分論争」と「民撰議院論争」）を中心にその意味を明らかにしたい。

### 第一節 「学者職分論」をめぐる

加藤の「転向」に直接的な影響を与えたと考えられるのは「民撰議院論争」である。しかし、この論争と同時期、福沢諭吉の「学者職分論」をめぐる、明六雑誌上において森有礼、津田真道、西周とともに、加藤は「学者職分論」に真っ向から反対する小論を掲載している<sup>4)</sup>。この小論には、加藤の政治的立場・政府観が如実に反映されている。まず、この学者職分論についての小論争についてみておこう。

学者職分論は『学問のすゝめ』第四篇として、明治七年一月に刊行されている。ここでの福沢の主張は次のようなものである。

国の独立を維持するためには政府は「生力」として、人民は「外物の刺衝」として、それぞれの分限を尽くし、「内外相応じて其力を平均させねばならない」。ところが、現状では、「政府は依然たる専制の政府、人民は依然たる無気無力の愚民」でしかない。こうした政府の「専制抑圧の気風」、人民の「卑屈不信の気風」を一掃しなければ、我国の文明は進まない。では気風一掃の為には何が必要か。それは政府の命令によってできるものではないし、また「私の説論」でできるものでもない。人民に対して「由る可き標的を示す者」が必要である。ではその「標的を示す者」をどこに求めればよいか。「今此標的と為る可き人物を求るに、農の中にあらず、商の中にあらず、又和漢の学者中にも在らず、其任に当る者は唯一種の洋学者流あるのみ」。しかるに、この「洋学者流」にもまた依頼できない事情がある。それは、「名望ある大家先生」であっても、「皆官あるを知て私あるを知らず、政府の上に立つの術を知て、政府の下に居るの道を知らず」、「生来の教育に先入して只管政府に眼を着し、政府に非ざれば決して事を為す可らざるものと思ひ、これに依頼して宿昔青雲の志を遂んと欲するのみ」であり、まして書生輩などはそれに習うのみである。かくして福沢は、「今我より私立の実例を示し、人間の事業は独り政府の任にあらず、学者は学者にて私に事を行ふ可し、町人は町人にて私に

加藤弘之の「転向」

事を爲す可し、政府も日本の政府なり、人民も日本の人民なり、政府は恐る可らず近づき可し、疑ふ可らず親む可しとの趣を知らしめなば、人民漸く向ふ所を明にし、上下固有の気風も次第に消滅して、始めて真の日本国民を生じ、政府の玩具たらずして政府の刺衝と爲り、學術以下三者も自から其所有に歸して、国民の力と政府の力と互に相平均し、以て全国の独立を維持すべきなり」と結論するのである<sup>5)</sup>。

福沢の主張は、政府に対する市民社会の確立を求めるものであると同時に、近代化の主体を政府以外に「私立」した「学者・町人」(=市民)に求めようとするものであった。この主張自体は、「一身独立して一国独立す」という、福沢の啓蒙の論理から必然的に生れたものであった。しかし、これに対して、明六社の同人達は一様に反対する。なかでも加藤の反論は福沢の主張を全面的に否定するものであった。

加藤はいう。

福沢の論は「リベラール」である。「リベラール」が必ずしも間違っているわけではないが、「リベラール」の度が過ぎると「国権八遂ニ衰弱セルヲ得サルニ至ル可ク、国権遂ニ衰弱スレハ国家亦決シテ立ツ可ラズ」という事態に至る。「内養ヲ軽シト為シ外刺ヲ重シト為ス」こと甚だしければ「遂ニリベラール党ノ論ニ帰ス」、洋学者たるものはその才学に応じて、偏することなく、あるいは官務、あるいは私業に従事すればよいではないか<sup>6)</sup>。

ここには福沢の抱いたような国家権力の偏重に対する危惧は全く見られない。

福沢が生力と刺衝といったとき、そこには権力の恣意的行使を抑止する市民社会の未発達な日本の現状に対する危機感があった。「人民ト政府ト両立シテ始テ其成功ヲ得ヘキモノ」「国務モ民事モ俱ニ肝要」などという陳腐な議論を最初から度外視しての立論であったはずである。加藤は、意図的に誇張された福沢の主張を、故意に無視しているといわざるを得ない<sup>7)</sup>。

また、福沢の主張は日本の現状に対する一定の認識の上に立ってなされたものであるが、加藤は日本の政治的現実については何等言及しない。福沢の主張を論駁しようとするならば、まず主張の基礎となっている現状認識の正当性を検証した上で、議論が展開されねばなるまい。実際、不十分ながらも、西はそれをおこなっている<sup>8)</sup>。しかし、加藤の主張は、現実の日本においてはまだ架空の存在に過ぎない「リベラール党」と「コム、ニスト党」とを批判するドイツの国法学者「フランツト云ヘル人ノヒシヨロギー・ホン・スタート」を引用し、抽象的かつ予防的に「リベラール」の弊害を説くのみである<sup>9)</sup>。論争のあり方としてはなほ不誠実であるといわねばなるまい。

何故こうしたアンフェアな、噛み合わぬ議論を加藤はしなければならなかったのであろうか。

もちろん、福沢の主張がはなはだ挑発的になされたこと(福沢の主張をそのまま受け取れば明治政府の官吏であるほとんどの明六社同人の存在意義は否定されることにもなりかねない。福沢は意識的に挑発的な言辞を弄している。)に対する感情的な反撥もあったと思われる。

しかし、問題の中心は、日本の近代化・開化の主体をどこに見出すかにあったと考えられる。曲がりなりにも国民各層の中から近代化の主体を確立しようとする福沢に対し、加藤は、現存

戸田 文明

の明治政府以外に日本の開化をすすめる主体を見出そうとはしなかった。それ故、明治政府の「外部」でその政策を批判し、政策に反対するような存在は、政府の存在そのものを脅かす（＝近代化・開化を脅かす）ものとして否定されなければならなかったのである。「人民」の役割を強調する福沢の議論は、最初から加藤にはとうてい容認できるものではなかった。現状を分析すれば、福沢の主張の正当性を多少とも認めねばならなくなる。現に、西は「非学者職分論」の末尾で、儀礼的にはあれ、「今未夕遽ニ決然冠ヲ掛ル能ハスト雖モ早晚將ニ驥尾ニ附カントス」と述べている<sup>10)</sup>。加藤にとっては現状分析を放棄し、先進国の碩学の最新理論という権威に拠ることが、福沢否定に最も有効と判断されたのではあるまいか。〔なお、こうした外国（先進国）の最新理論の権威をもって、論争相手を批判するという方法は、この後も加藤の論争の特徴的な方法となり、更には日本の社会科学の悪しき伝統の一つを築いていく。〕

いずれにしても、加藤が明治政府以外に近代化の主体を求めようとしていなかったことが、この論争で明らかになったのである。

## 第二節 民撰議院設立建白書批判の論理

周知のように「民撰議院設立建白書」は、征韓論にやぶれた下野参議板垣退助・後藤象二郎・副島種臣・江藤新平らと由利公正・小室信夫・岡本健三郎・古沢滋との連署の下に、左院に提出されたものである。この「建白書」をきっかけとして、民撰議院設立の時期及びその主体をめぐる激しい論争が展開される。これが所謂民撰議院論争である。

この論争において明六社の同人の多くは時期尚早を唱えている<sup>11)</sup>。中でも加藤は反対論の急先鋒となって設立論者を攻撃した<sup>12)</sup>。明六社同人のほとんどは明治政府の官職に就いており<sup>13)</sup>、彼等の発言はたしかに明治政府を代弁する絶対主義官僚の発言という側面を持ち<sup>14)</sup>、またそれ故の限界を持つものであった。『自由党史』は彼等を「藩閥に佞媚する曲学の徒」<sup>15)</sup>と断罪する。しかし、彼等は、官僚的側面とともに自らの知識と理論によって明治政府をリードしようとした啓蒙家でもあった。彼等の発言はその知識と理論の帰結であったといわねばならない。この論争において、彼等啓蒙家の論理がその思想的限界を露呈することになったのである。

殊に、加藤の場合、論争の焦点であった議会制と立憲制の日本における最初の体系的紹介者であったにもかかわらず、最も早くから尚早論を主張し、ために建白者とその賛同者から最も激しい批判を浴びせられることになった。加藤はこれに対して反論を試み、終始論争の中心にいたのである<sup>16)</sup>。その結果、この論争を通して加藤の立憲制論の限界が明らかとなり、加藤の「転向」への第一歩となるのである。

まず加藤の批判した建白書の内容を検討することにしよう。

建白書は現状を、政権は独り有司（藩閥官僚）に帰し、言路は壅蔽し困苦告ぐるなき状況ととらえ、その打開策として「之レヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯ダ天下ノ公議を張ルニアリ。天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ルノミ」と主張した。更に民撰議院を設ける根拠として、「夫レ人民政府ニ対シ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、則チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理

加藤弘之の「転向」

ヲ有ス」という「天下ノ通論」を挙げる。また時期尚早論者からの反論として予想される「我民不学無識、未夕開明ノ域ニ進マス……今遽カニ議院ヲ立ツルハ是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ギない」という主張に対しては、「人間ノ智識ナル者ハ必ず其ノ是レヲ用ルニ從テ進ム者」であり、民撰議院こそが「人民ヲシテ学且智ニシテ而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道」であると主張し、また「人民ヲシテ進歩セシムル」ことこそが政府の果たすべき役割であるとして、民撰議院を設けることこそが今日の急務であると結論する。こうして建白書は、「斯ノ議院ヲ立ツル者ハ天下ノ真理ヲ伸張シ、人民ノ公論通義ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテナリ」と結ばれるのである<sup>17)</sup>。

このような建白書の内容は、これまで加藤が『鄰草』以来その効用を説いてきた立憲政体の採用、公会設立論と大差のないものであった。というより、参政権を天賦人權ととらえず、租税の義務に対応する権利として説く点などにおいては、むしろ加藤の主張より後退した内容であり、すでに政府当局者によっても唱えられていた議会制論の延長上にあるものであり、はなはだ微温的なものに過ぎない。ところが、建白書が『日新真事誌』に掲載されるや、加藤は直ちに『東京日々新聞』紙上に「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」と題する時期尚早論を発表し論争の火蓋を切ったのである<sup>18)</sup>。その内容は以下の如きものである。

「国家治安ノ基礎ヲ固ウスル、公議ヲ張ルヨリ善キハナ」い。それ故「(国家ヲ)振起スルノ道ヲ講求スルニ、唯ダ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル」ということは一応もっともだし、「天下ノ公議ヲ張ル、苟クモ有志者ノ切ニ望ム所」である。しかし「公議ヲ張ル」ことが善いことだといっても、それには困難な問題がある。「何ヲカ難事ト云フ。即チ公議必シモ至論明説ナラザルヲ云フナリ」。西欧文明開化国に於いてすら然り、況んや日本の如き開化未全の国に於てをや。民撰議院は西欧の如き開化国でこそ必要不可欠であるが、日本の如き未開国では「凡ソ人民智識未ダ開ケズシテ大ニ自由ノ權ヲ得ルトキハ、之ヲ施行セルノ正道ヲ知ラズシテ之ガ為ニ却テ自暴自棄ニ陥リ、遂ニ国家ノ治安ヲ傷害スルノ恐アリ。豈懼レザル可ケンヤ」と有害無益であると説く。

ここには、反政府運動の高まりを恐れる官僚的立場と民衆への不信が色濃く表れているといわざるを得ない。

更に建白書のもう一つの論点である民撰議院の設立こそが人民を「開明ノ域」に進ましむる道であるという主張に対しては、「政府ノ職宜シク奉ジテ以テ目的トナスベキ者ハ、人民ヲシテ進歩セシムルニ在リ」というのは正しいが、その目的は民撰議院の設立によって達せられるものではなく、「学校ヲ興シ人材ヲ教育スルノ漸ニ由ルベキノミ」であると主張する<sup>19)</sup>。

このように加藤は議会の設立はまず「国民の開化文明」を前提とすること、第二に「国民の開化文明」は国家による学校の設立・人材の育成によって達成されると主張し、ここに国家(現存の明治政府)の役割はクローズ・アップされることになる。他方、明治政府とその政策に対する批判の視点は大きく後退することとなる。こうして加藤の主張は現存の明治政府の存在を前提とした専制啓蒙主義こそが日本の近代化を進める道筋であるということになるのである

戸 田 文 明

る。その際に日本が手本とすべきはどこか。「普国今日……欧洲中ノ雄強国ト成」ったのは「殊ニ非的利第二世以来政府心ヲ専ラ人材ノ教育ニ尽クセシニ由ル」<sup>20)</sup>といい、近代化のモデルは、歴史的背景を無視して、フリードリヒ二世治下のプロシアに求められるのである。

また「方今政府ハ姑ラク特裁ノ政ヲ施サザルコトヲ得ズト雖モ、元来民ノ為メニ政府アリテ政府ノ為メニ民アルニアラザルノ真理ヲ忘失スルナク、偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ自ラ政權ヲ限制シ、務メテ民ノ私權ヲ伸張セシメ言路ヲ洞開シ教育ヲ勸励シ、以テ吾邦ヲシテ速力ニ開化国トナラシムルヲ要ス」<sup>21)</sup>と言う。

ここにおいても、加藤は現実の明治政府の政策や社会の現状を分析することなく、それ故、時代の相違、民心の状況を無視して、フリードリヒ二世の専制啓蒙主義を理想化し、日本に直接適用するよう説くのである。その結果、明治政府の現実の政策は何等省みられることなく、政府の独裁は進んで肯定され、権力の制限や政策の修正・変更は政府自身の自己反省と自己抑制によるということになる。加藤がこれまで説いてきた立憲制や議会主義、三権分立は元来権力の恣意を抑制するために設けられた制度であったはずである。しかるにここでは、権力の恣意はあくまでも権力の自己抑制に委ねられるばかりである。法律や制度によって権力の恣意的運用を抑制するという視点は完全に失われているといわねばなるまい。

### 第三節 大井憲太郎との論争と加藤の論理的破綻

このような加藤の「疑問」に対して、当然数多くの反批判がなされた。建白者である副島・後藤・板垣の「加藤弘之ニ答フル書」、岡本・小室・古沢の「民撰議院弁」等々<sup>22)</sup>。中でも大井憲太郎による加藤批判は、「馬城氏(大井憲太郎)ノ論尽クセリト云フベシ」といわれるほどすぐれたものだった<sup>23)</sup>。ここでは大井の加藤批判を中心に検討してみよう。

まず大井は加藤の第一の論点(議院をおこしても愚論のみで有害無益)に対して次のように批判する。

確かに今直ちに議院をおこせばその議論は愚かも知れない。しかし「其ノ論取ルニ足ラズト雖モ、士民ヲシテ親シク其ノ議ニ預カラシムルヲ以テ、士民安ンジテ其ノ命ヲ信ジ、其ノ令ニ服シ……国以テ安」くなるだろう。逆にもし「人民開智ノ日ヲ待ツテ之ヲ起サバ、遂ニ其ノ間有利専制ノ弊尚相継ギ恐ラクハ士民政令ヲ信ゼ」ざるにいたろう。

第二に加藤はプロシアの歴史を例にとり、フリードリヒ二世の専制啓蒙主義を賛美するが、当時は西欧各国で独裁制が行われ、民撰議院のことなど誰も考えなかった。しかし「方今我国士民ニ在ツテハ、現ニ各国ノ事情政体ヲ見聞シ、黑白氷炭ノ弁ヲナス」。国民の置かれた状況がまったく異なるし、その智識もフリードリヒ二世時代とは雲泥の差である。

第三に、確かに「民撰議院ヲ開キ、公議ヲ取ルモ……至論明説固ヨリ之レヲ我未開ノ人民ニ望ム可カラズ。愚論用ユルニ足ル者果シテ少カラシ」。しかし、「制度憲法ヲ制定スル」に際して「有司ニ・三ノ徒ノ決」によらず、「愚モ亦宜シク之レニ預カリ其ノ所ヲ述ベシメ、而シテ後ニ政府之レヲ所裁シ、以テ確定」すれば人民も制度憲法を信奉するし、有司輩も「世態人情ニ通暁シ」国家は安定するだろう。

加藤弘之の「転向」

第四に、議院の設立によっては「人民ヲシテ敢為ノ氣」を起こさせることは出来ぬ、そのためには「学校ヲ興シ人材ヲ教育スルノ漸ニ」よらねばならぬと加藤は説くが、しかし、もちろん「人材教育宜シク之ヲ専ラニス」る必要があるとはいえ、同時に「議院ヲ開キテ以テ人民ノ国事ニ与スルノ権利アルヲ知ラシメ、延イテ本文（加藤弘之の批判）ニ記ス所ノ自主ノ心敢為ノ氣ヲ振起セシメ」ねばならない。あるいは「未開ノ人民ヲシテ敢為ノ氣ヲ促シ起サシムルハ、恰モ孺子ニ刀剣ヲ与フルガ如」く危険極まりないというかもしれないが、「既ニ我羈束ノ民ニ人民自主ノ権利アリ。故ニ政府ノ国家ニ対スル義務亦権利アルヲ知ラシメテ、以テ敢為ノ氣ヲ挑撥スルモ、民焉ソ無道ヲ以テ政府ニ迫ラン」。むしろ、議院は「上旨下ニ達セズ、民其ノ旨ノ何ニ因ルヲ知ラズ、官令ノ不是ナルカト疑フノ念ヨリ起ル……血税誤解ノ暴動ノ如キヲ未萌ニ防グノ良器タラントス」と位置付けることができる<sup>24</sup>。

以上が大井の加藤に対する反批判の主要論点である。それは議会上旨下達、下意上達の手段と考える点で、『鄰草』以来の加藤の主張と何らかわるところはない。また人民に自主の権利あることを知らしめ、国家に対する権利・義務のあることを教え、「敢為ノ氣」を起さしめることこそ、『鄰草』以来の加藤の主張であったはずである。大井の反批判は、加藤の年来の主張をそのまま逆用し、加藤に返したものに過ぎないともいえよう。

しかし、加藤はこのような大井の反批判に再び反駁する。「加藤弘之答書」がそれである。その論点は次のようなものである。

- 一、「有司専制ノ弊固ヨリ可懼」だが、もしそのために議院の必要を主張するなら、「有司専制或ハ更ニ甚シキ……野蛮国」にも議院を設けることが必要になる。しかしそれは到底不可能であり、「野蛮国及ビ未全開ノ国」では、「賢良方正ノ有司ヲ用フル」ことによって議院に代えればよいのである。
  - 二、「普国非的利ノ時特裁ノ政各国ニ行ハルト雖モ、民決シテ之レニ安ンゼシニアラズ。各国人民政府ノ暴權ニ抗シテ民権ヲ伸張センコトヲ謀」っていたのだが、「非的利ハ公明正大ノ心ヲ以テ特裁ノ政ヲ行ヒ……人民ヲシテ進歩セシムルコトニ勉力」したのである。
  - 三、議院を立て「愚論ト雖モ之レヲ聽イテ政府之レヲ所裁スルハ」確かに美事であるが、「一旦議院ヲ開キ會議ノ制ヲ立テ」た上で、議院の決定した「愚論」を採用しなかったならば「人民倍々政府ノ専制ヲ咎ムル」に至ろう。
  - 四、民権の旺盛なる国に於いては、「人智開明」に至っているため、人民は自主の権を制限せざるを得ない所以を理解している。しかし「未全開ノ人民ハ此ノ理ヲ知ル者少ナキガ故ニ遂ニ其権ヲ暴行スルノ恐アリ」。
  - 五、「人民自主ノ心敢為ノ氣」を振起するためには議院の設立が必要であるという論は「大イニ可ナリ」。しかし、「人民自主ノ権ハ私権ナリ。国事ニ預カルノ権ハ其ノ公権ナリ、同日ニ論ズ可ラズ」<sup>25</sup>。
  - 六、「上旨下ニ達セザルガ為ニ暴動アリト云フハ、実ニ確論」であるが上旨下達の為には「専ラ賢オヲ選ンデ地方官ニ置キ、懇々民ニ説諭」すればよいのである。
- このように述べた後で加藤は、二三年前までは民撰議院の設立の速やかな実施を唱えていた

戸田 文明

ことを認めた上で、「然ルニ其ノ後猶洋書<sup>26)</sup>ニ就キ及ビ實際ニ照ラシ熟考シテ、遂ニ民撰議院ノ尚早キヲ知レリ。故ニ僕ガ民撰議院ノ失ヲ云フハ時勢如何ニ在ルノミ」とその変節の理由を説明する。

更に附言して、有司専制の必ずしも否定すべきにあらざる例として明治維新や廃藩置県は「有志」によって断行されたとする。「附言 試ミニ問フ。君ハ太政一ノ新ト廢封立県ヲ以テ真ニ天下ノ輿論ニ出デントスルヤ。……此ノニ大改革タルヤ数個雄藩数百有志専ラ名義ヲ正シ、其ノ智ト權トヲ以テ天下ノ嚆矢トナリテ企テシ所ニシテ、当時輿論ハ唯ダ数個雄藩数十有志ノ名議論ト、及ビ其ノ智ト權トニ制セラレテ遂ニ之レニ服シ、其ノ後ニ至リ、漸ク其ノ事ノ大正至善ナルヲ悟ルニ至リシノミ。君以テ如何トナス」<sup>27)</sup>。

結局、加藤の反論の中核は、日本はまだ開化未全の国であり、そうした文化発達段階において民撰議院を設立すれば人民は権利を乱用し、国家に害こそあれ益はない、「時勢如何」を察して民撰議院の設立はなされなければならない、という点につきるのである。では、その「時勢如何」察するのは誰か、加藤は明言はしないが、論旨を敷衍すれば、時の政府ということにならざるを得ない。時の政府が「非的利の公心」を以て政治をおこない、「時勢如何」を察して時に応じて人民の権利を拡大し、ついには民撰議院という形で人民に参政権を付与せよというわけである。

また、議論の過程で、加藤が、「自主の権」を私権に限定していることにも注意しておかねばならない。少なくとも私権については天賦人権と認めていることにはなるが、権力の恣意から私権を守るべき参政権が公権として天賦人権ではないとされるということは、権力監視という点からは大きな問題を孕むといわねばならない。

こうして加藤は民撰議院の設立をめぐって、近代化のあり方・担い手についての考えを明確にすることを余儀なくされ、ついには藩閥専制の明治政府を擁護せざるを得なくなるのである。しかも論争相手の論理はかつての加藤自身の論理であり、加藤がそれに対して有効な批判を展開するためには、その論理を否定し新しい論理を構築しなければならない。しかし、この論争の段階では加藤はまだ新しい論理を構築していない。加藤が天賦人権論に代わる理論として採用する社会進化論の先行理論である生物進化論が日本の学界に紹介されるのはモースによってである<sup>28)</sup>。モースの招聘者は当時東大総理だった加藤自身である。当然加藤にも進化論についての一定の予備知識・理解はあったろうが、それが社会進化論として反天賦人権論の理論的根拠として一応体系化されるのは、明治十二年十一月の東京愛宕下青松寺での講演「天賦人権ナキノ説并善悪ノ別天然ニアラサルノ説」においてである。こうして加藤は根本から民撰議院設立論者を批判する論理を持たないが故に、その批判は単純な時勢論と社会の開化の主導権を政府に求めるという彼の楽観的な政府観の強調に終始することになる。このような加藤に対し、次の如き大井の批判が浴びせられるや、加藤が返答に窮したのも蓋し当然といえよう。

大井の再批判は次のように展開される。

第一に、加藤は「有司専制ノ弊ヲ治スルニ賢才登用」すればよいというが、「其ノ難キコト高論民撰議院ヲ難ズルノ比」ではない。またたとえ「賢オヲ拳ゲ」得たとしても、「有司専制



加藤弘之の「転向」

ノ弊」なきを得るだろうか。「方今有司専制ノ醸成スル所、豈啻登用ノ当否ノミニ在ランヤ」  
「之レヲ治スルノ器具即チ議院ノ制備ハラザルニ根拠スルナリ」。

第二に、「議院ヲ開キ会議ノ制ヲ立」てた後、衆議を退けるならば人民は一層政府の専制を  
非難攻撃するに至るといふが、愚論ならば当然「何ゾ之レヲ聴用スルノ理アラン」だし、必ず  
しも人民の議論が愚論と決まっているわけでもない。また愚論を恐れて議院を設けないならば  
「只暗ニ不服ヲ唱工遂ニ国家ノ患難ヲ醸ス可キノミ」だろう。しかも現在は「憂国ヲ以テ自カ  
ラ居ル者日一日ニ倍ス」るような状況である。もし政府が「其ノ説ノ洩ラス所ナク之レヲ公ニ  
論ジ公ニ決スルノ道立タザルニ於テハ、恐クハ不測ノ患難ヲ醸サントス」るに至ろう。「如カ  
ズ其ノ法ヲ設クルニハ」。

第三に、「自主ノ権」=私権と「国事ニ与ルノ権」=公権との区別のあることは当然である。  
大井が加藤への最初の批判で主張したのは、「只從來羈束ノ人民タルヲ以テ人々自主ノ権利ア  
リ、政府タリト雖モ猥ニ之レヲ屈撓セラルル理ナク、政府ハ人民自主ノ権利ヲ保護スベキ義務  
アリ。又然ルヲ以テ国家ニ対スル権利アル者ナル事ヲ人民ニ知ラシムル」必要があるというこ  
とである。

第四に、加藤は両三年前に民撰議院の速やかな設立の必要を考えたといふが、逆に大井は  
「却ツテ之レヲ今日ニ求」める。何故ならば「世態人情ニ移動アリ、大ニ昔日ニ異ナル所アル  
ヲ見ル」からである。加藤は簡単に「ビーデルマンノ言ヲ信ズ」といふが、ビーデルマンの理  
論を我国で適用すべきか否かを判断するには、それこそ加藤のいうように「我国今日ノ世態人  
情ニ較合」してみる必要があろう。

第五に、「太政維新ト廢藩立県」が天下の輿論に出づとは大井ももちろん考えはしない。そ  
れは「有司専制ノ弊今ヨリ甚シ」かったからである。にもかかわらず明治維新や廢藩置県が可  
能だったのは、「維新ノ功ハ全ク憂国者ニ在リ、廢藩ノ績ハ公議ニ在リ、此ノニノ者焉ゾ之レ  
ヲ有司ノ専制ニ出ツルトセンヤ」。むしろこの二つの事例は、加藤の主張とは逆に、民撰議院  
開設の必要を例証するばかりである。

総じて加藤の主張は「愚ヲ抽イテ民撰議院ヲ起スガ如ク」に論ずる議論のための議論であり、  
「時勢ノ移動ヲ論ゼズ、只非ヲ民撰議院ニ帰スル」のみである<sup>29)</sup>。

かくして加藤が『真政大意』や『国体新論』で、国学者流あるいは儒学者流の家産国家論や  
規範主義的国家論への批判に用いた、権力に対する醒めた認識、鋭い論理は、大井によって逆  
に加藤に向けられることになったのである。

この大井の批判に対して加藤からの再度の反駁はなされなかった。「答書」の回答で充分だ  
と考えたわけではもちろんあるまい。自伝によれば加藤はこの頃すでにダーウィンやスペン  
サーらの進化主義の書に接し、天賦人權論の否定に傾きつつあったという<sup>30)</sup>。しかしそれが理  
論として煮詰まっていなかったということは先述した通りである。加藤は天賦人權論への根本  
的な批判理論を持つことなしにこの論争を続けることの不利を認識し口を嚙まざるを得なかつ  
たのである。

戸 田 文 明

ところで、本節の最後に『国体新論』について言及しておかねばならない。『国体新論』は、民撰議院論争の翌年、明治8(1875)年に刊行されている。その内容は、加藤の立憲政体論・天賦人権論の集大成といってよいものである。批判の対象となっているのはやはり、儒教的・国学的国家観であり、その舌鋒は鋭い。しかし、いったん現実の政体論になると、「国体ト云フハ所謂政体トハ自ら相異レリ、国体ハ眼目ナリ、政体ハ此眼目ヲ達スル方法ナリ。故ニ国体ハ万国共ニ、苟クモ前数章論スル所ノ理ニ背クヲ許ス可ラスト雖モ、政体ハ必ずシモーナルヲ要セス、或ハ君主政体ナルモ、或ハ民主政体ナルモ、能ク公明正大ノ国体ヲ育成シ、及ヒ維持スルニ足レハ敢テ其可否ヲ論セスシテ可ナリ」「政体ノ可否ハ特ニ其国古今ノ沿革由来ト、及ヒ其人情風習ニ由テ定ムルヲ善シトス」「是故ニ国体ハ万国共ニ必ス一ナルヲ要スト雖モ、政体ハ必ずシモーナルヲ要セサルナリ。是レ即チ国体ト政体ノ相異ナル所以ナリ」と、各国の歴史的沿革、人情風習によってさまざまな政体が可能であると説く。そして、「共和政治ノ如キ、実ニ良政体ナルコト敢テ弁ヲ俟タスト雖モ、従来君主政体ノ国ニ於テ頓ニ共和政治ヲ用フルカ如キハ、決シテ治安ヲ得ル能ハサルノミナラス、或ハ却テ治安ヲ損スルニ至ル、仏国西班牙等ヲ以テ殷鑑トナスヘシ」と結論するのである<sup>31)</sup>。

また、一方で、「人民百方焦心尽力シテ君主政府ノ悪ヲ匡救セント欲スルモ、君主政府敢テ之ヲ用ヒシテ仍暴政ヲ行ヒ、人民ヲ残害スル、愈甚シク到底免カル、道ナキニ至レハ、已ムヲ得ス君主政府ニ抗シテ暴政ノ大災害ヲ免レ、以テ天賦ノ人権ヲ全ウセサル可ラス」と、人民の抵抗権・革命権をさえ説くのであるが、「内乱ノ如キ国家ノ危害最モ大ナル者ナレハ、人民タル者ハ必ス公明正大一点ノ私ナキ心ヲ以テ君主政府ノ命令処分ヲ考察シ、其命令処分実ニ残虐無道ニシテ、天下ノ公論既ニ之ヲ縦サ、ル時ニアラサレハ、敢テ抵抗ノ所行ヲ企ツ可ラス」<sup>32)</sup>と、あくまで抵抗・革命は最後の手段であり、「やむを得ない状況」に至るまで行ってはならないとされる。一体、「天下ノ公論既ニ之ヲ縦サ、ル時」とは、いかなる時であり、誰が判定するものなのであろうか。

そして、参政権については、「人民ノ代理者ヲシテ国事ニ参預セシムルガ如キコトハ、決シテ方今万国一様ニ行ハルベキコトニ非ズ。独リ人民開明セル国ニ於イテ行フベク、且ツタトイ開明ノ国ト雖モ発言権利ヲ以テ國中悉皆ノ人民ニ許ス能ハズ」「国事ニ参与スル権利ノ如キハ、決シテ人権ト称スベキモノニ非ズ。元来此ノ権利ヲ許スト否トハ専ラ邦国治安ノ景況ニ着眼シテ定ムルコト当然」であると結論するのである<sup>33)</sup>。結局国民の参政権は未来の理想として棚上げされ、国民に参政権を与えるか否かの判断は政府に託されることになるのである。

こうした意味で『国体新論』は一方で加藤の天賦人権思想の集大成であると同時に、現実から起こりつつある自由民権運動に対しては、それを抑止しようという意図をもって著されることになるのである。加藤の政治理論と漸進主義(加藤にはそれが最も現実的な路線と考えられた)が大きく乖離し、埋めようのない亀裂を深めていく中で著された書といえよう。

## おわりに

この二つの論争、特に民撰議院論争を通じて明らかになったことは何であらうか。

加藤弘之の「転向」

それは近代化の推進者をどこに求めるかにあったといえよう。大井はそれを人民自身の中に見出そうとした。それ故、民撰議院の設立は人民自らをして進歩・開化文明に至らしめ、健全な立憲政体への移行を促す契機であるにとらえられた。これに対し加藤は明治政府をそれと規定した、すなわち人民の進歩と開化文明は政府主導の教育によってのみ達成されると考えたのである。社会の開化の主導権を政府に求めるという考え方は明六社同人の多くが持っていた考え方であり、加藤自身すでに「学者職分論」に対する批判や『真政大意』や『国体新論』における政府観の中で明らかにしている。その意味で加藤が明治政府を考える場合、権力の恣意という観点はあまり持たなかったといえるだろう。しかし、『国体新論』に至る加藤の著作の中で権力（＝明治政府）へのこれほどのオプティミズムは必ずしも展開されていない。むしろ権力の恣意の抑制・制限という主張が前面に押し出されている。ところがこの論争では、権力の恣意についての視点は全く欠如した形になっているのは何故であろうか。

第一には、先述したように民撰議院設立論者に対する原理的批判の根拠を持たなかったためである。第二にはこの論争が起こるまで加藤自身としては開化文明＝近代化への道筋を現実問題として考える必要はなかったからではなかろうか。

というのは、『真政大意』や『国体新論』が啓蒙しようとした対象は政権内部の「有司」たちであり、批判の対象となったのは国学者流や儒学者流の規範主義的政治論や復古主義的政治論であった。それ故、加藤の主張は規範主義や復古主義に対し近代西欧の政治理念を対置すればことは済んだのである。立憲政体はいずれ実現すべき理念として説かれはしたが、現実には直ちに採用すべき政体として説かれたわけでは決してない。いわば理論として説かれる限りにおいてその急進的主張も可能であったのである。ところが、民撰議院設立建白書はこうした事態を一変させた。政府以外の場所から日本の近代化を求める動きが生じ、立憲政体や議会制の導入が現実の問題となったのである。加藤の啓蒙の立場を超えて事態が進展しかねない状況が生れたとき、加藤は保守的な官僚思想家として漸進論（「時勢如何」という言葉にその漸進論は端的に示されている。）という主張に拠って事態の進展を阻止しようとする。しかし、加藤批判の論理は、従来の加藤の論理を將に日本の現実（時勢）に適用し、それを実践に移そうとしたものであり、加藤の曖昧な現状認識「日本＝開化未全、日本人民＝無知蒙昧」よりも遙かに現実をよく分析していたし、時世の変化（＝歴史的背景）への認識も遙かに透徹していた。その結果、加藤は論理的に窮地に陥ることになり、新たな論理を模索する必要に迫られる。

また、かつて加藤の主張した、立憲政体の原理である天賦人權論はどのような位置づけを持っていたであろうか。すでに述べたように、立憲政体論は、規範主義・復古主義的政治論にかわって、より効率的に国民的統合を実現する新たな政治制度として、政府当局者に対して、その導入を求めるものであった。天賦人權論はその政治制度に西欧近代的政治理論の外皮を与えるために外発的に導入されたものであった。逆に言えば、天賦人權という原理から出発して、立憲政体へという道筋を辿ることはなかったのである。その意味で、天賦人權論は終に主体化・内面化されることはなかった。その結果、原理として絶対性を持つべき天賦人權論は「現実」の前に容易に相対化されることになる。

戸 田 文 明

結局加藤が『国体新論』に至るまで展開した立論は、具体的な政治制度として「現実」に妥協するという側面と、元来天賦人權論という原理的な側面をと併せ持っていた。この両者の矛盾が露呈されない限り加藤の主張は論理的一貫性を持つ政治理論として十分な影響力を持ち得た。例えば国学者や儒学者を批判する場合、一方では「開化文明」を標榜し、それを実現する最も現実的な制度として立憲政体を主張し、他方立憲政体の原理として天賦人權論を説くということには何の矛盾もなかった。殊に彼が「開化文明」の主導者として期待する明治政府が現実に「開化文明」を主導している限りは。しかし天賦人權論を原理として徹底し、原理から現実を批判する大井憲太郎の立論に直面するや、加藤自身の論理に内在する原理と「現実主義」の矛盾は露呈されざるを得ない。加藤自身の理論の持つ二面性・思想としての脆弱性の故に、加藤が大井に対し有効な反論をなし得ず、遂には口を噤まざるを得なかったことはすでに述べたとおりである。加藤はここで、自らの理論の二面性のいずれかを選択することを迫られたのである。その際に棄てられたのは、最後まで原理としての自立性を持ち得なかった天賦人權の理念であった。加藤はここに彼の理論の原理的空白を埋めるべき新しい原理を導入することを余儀なくされる。それはもちろん、国学者流の復古的な政治論や儒学者流の規範主義的政治論ではあり得なかった。何故ならそうした理論はとうてい近代国家を成立せしめ、国家の富強を実現しうるものではなかったからである。彼が新しく導入すべき原理は充分に近代的であるとともに天賦人權論を相対化・否定し得るものでなければならなかった。ここで加藤はかつて接したブルンチュリ、ビーデルマンなどのドイツ国家主義の理論と新しく接した進化論に注目するのである。『真政大意』・『国体新論』の段階では、加藤がブルンチュリから受容したものはその自由主義的側面であった。しかしこれ以降加藤は積極的にその反動的側面を受け容れ国家主義の立場からその理論を再構成しようとするのである。そしてその際に原理的中核となるのは生物進化論の人間社会への卑俗な適用である社会ダーウィニズムであった<sup>34)</sup>。

こうして加藤自身に意識においては、政治的リアリズムの立場は変化したとは認識されなかったであろうが、現実には現実主義に密着することによって、原理による現実の批判という視点を失い、為政者的現実主義へと変化し、更に現実を静態的・「実証的」ととらえることによって、かつて加藤自身が激しく批判した教化主義の立場へと変化するのである。

#### 註

- 1) 立花隆『天皇と東大 大日本帝国の生と死』上(文芸春秋社、2005年) 九八頁。
- 2) 田畑忍著『加藤弘之』(吉川弘文館、一九八六年)
- 3) 前掲『天皇と東大』上、一〇一・一〇二頁参照。
- 4) 『明六雑誌』第二号。以下、引用は『明治文化全集・雑誌篇』による。
- 5) 『学問のすゝめ』第四篇、『全集』第三卷、四八～五六頁
- 6) 『明治文化全集・雑誌篇』、五八頁。
- 7) こうした傾向は必ずしも加藤に限ったことではない。森・津田・西等の反論もまた、政府と人民のバランスの上で開化はすすめられるものだ、という形式的な反論をおこなっているにすぎない。

加藤弘之の「転向」

ここに明六社の啓蒙の限界が存在するのである。

- 8) 『明治文化全集・雑誌編』、六〇・六一頁。
- 9) 同上、五八頁。
- 10) 同上、六一頁。
- 11) 加藤弘之「加藤弘之ノ質問」・「加藤弘之答書」(『明治文化全集・自由民権編』)所収、「ブルンチュリ氏国法汎論摘訳」(『明六雑誌』四号)・「輕国政府」(同十八号)。  
西周「駁旧相公議一題」(『明六雑誌』三号)・「網羅議院ノ説」(同二十九号)・「国民気風論」(同三十二号)。  
中村正直「人民ノ性質ヲ改造スル説」(『明六雑誌』三十号)。  
阪谷素「質疑一則」(『明六雑誌』十一号)・「民選議院ヲ立ルニ先政体ヲ定ムベキノ疑問」(同十三号)・「民選議院変則論」(同二十七・二十八号)・「民選議院ノ義ニ付建白」(『明治文化全集・憲政編』)。  
西村茂樹「政体三種説」(『明六雑誌』二十八号)・「政府与人民異利害論」(同三十九号)。  
福沢諭吉「国権可分之説」(『民間雑誌』十二篇)。  
神田孝平「財政変革ノ説」(『明六雑誌』十七号)・「民選議院ノ時未到論」(同十九号)。  
津田真道「開化ヲ進ムル方法ヲ論ス」(『明六雑誌』三号)・「政論」(同九・十一・十二・十五・十六号)。  
以上が、明六社員の時期尚早論である。
- 12) 加藤の尚早論については、木戸孝允から頼まれて書いたものであるとの噂があったというが、加藤自身はこれを真っ赤な虚説と否定している。加藤弘之先生八十歳祝賀会編『加藤弘之自叙伝』(一九一五年)。
- 13) 当時の官職は次の如くであった。  
加藤 = 宮内省出仕・侍読、西 = 陸軍省第一局第六課長、津田 = 陸軍省翻訳掛、森 = 外務大丞、神田 = 兵庫県令、西村 = 文部省編書課長、中村 = 前年まで大蔵省翻訳掛、箕作麟祥 = 司法省出仕、阪谷 = 文部省出仕
- 14) 鳥居博郎『明治思想史』、遠山茂樹『明治維新』旧版。
- 15) 「加藤弘之の如き、既に独逸学者を以て推され、而かも身は宮内省の俸禄を食む者、……。時論之を嘲て迂儒時務を識らずと為し、藩閥に佞媚するの曲学の徒と罵りしも、亦已むを得ざるの数と謂ふべし」(『自由党史』岩波文庫版上、百二頁)。
- 16) 「加藤弘之ノ質問」は、「建白」が明治七年一月十八日(左院への提出は一月十七日)に、治外法権の新聞である『日新真事誌』に発表されるや、直ちに、板垣・後藤・副島に質問状を送り、同時にそれを『東京日日新聞』紙上に発表したものである。更に、『自由党史』に、「明に当時保守派の思想を代表し、以て漸進説を鼓吹せるや疑ふべからず」と評されるように、尚早論者の代表格とみなされ、終始論争の中心にいたることとなった。
- 17) 「民選議院設立ノ建言」(『明治文化全集・憲政編』)所収の『民撰議院集説』所収)。
- 18) 註5 参照。
- 19) 前掲『民撰議院集説』所収「加藤弘之ノ質問」
- 20) 同前。
- 22) 前掲『民撰議院集説』は、三十二編の賛否両論を載録しているが、その約半数が賛成論であり、加藤の所論を駁したものと考えられる。他に『日新真事誌』所載の愛国公党有志の駁論などがある。
- 23) 引用は、前掲『民撰議院集説』所収「細川流長ノ論」。大井と加藤の論戦は民撰議院論争の中核をな

戸 田 文 明

- したといってよい(『自由党史』上、百十一頁参照)。
- 24) 前掲『民撰議院集説』所収「馬城台二郎ノ論」
- 25) 「私権・公権」論については、前章の『国体新論』の分析を参照されたい。
- 26) ここでいう洋書とは、ブルンチュリ『一般国法学』=『国法汎論』やモール『国家学エンチクロペデー』(Encyklopaedie der Staatswissenschaft, 1859)などのドイツ国法学関係の著書と考えられる。おそらく、明治三年頃には、加藤のドイツ語の読解力はかなり進み、ブルンチュリなどの著作の大意をみうところまで進んでいたのであろう。更に明治四年には御前進講となり、ブルンチュリの『一般国法学』の翻訳を行なう必要が生じ、漸次ブルンチュリの国家思想(穩健な天賦人權論の側面)を理解するようになっていたと思われる。
- 27) 加藤の大井への反論はすべて前掲『民撰議院集説』所収「加藤弘之ノ論」よりの引用である。
- 28) モースは「一八七七年一〇月六日、土曜日。今夜私は大学の広間で、進化論に関する三講の第一講をやった。……日本人の教授の一人が、私に、これが日本におけるダーウィン説或は進化論の最初の講義だといった」(“Japan day by day”)と記している。
- 29) 前掲『民撰議院集説』所収「馬城台二郎ノ論」。
- 30) 前掲『加藤弘之自叙伝』。
- 31) 『明治文化全集・自由民権篇』、一二四・一二五頁。
- 33) 同上、一二〇頁。
- 34) 『人權新説』以降の加藤については今後の課題としたい。